

平成29年度版（2017年4月から2018年3月まで） 五所川原市 家庭ごみ収集カレンダー

N-1

コース

金木（芦野町、寺町、浦町、三軒町、新富町、若松町、見崎町、
芦野団地、沢部）
川倉・藤枝・蒔田・神原

N-1

ごみの分別やし方は、「家庭ごみ分別表（保存版）」を確認してください。

※「家庭ごみ分別表（保存版）」を紛失した等の場合は、環境対策課（金木・市浦は総合支所窓口）で配布いたします。

 **燃やせるごみ**
（生ごみ、紙、木、布、革）

 **燃やせないごみ**
（ガラス、せともの、
ゴム、蛍光灯、電池等）

 **プラスチック類リサイクル**
（プラスチック容器、包装フィルム、
ポリ袋、発泡スチロール類、フタ等）

 **資源リサイクル**
（ペットボトル、びん、缶）

 **紙・金属・小型電子機器等リサイクル**
（新聞・チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・本・
雑紙、小型家電製品、携帯電話、金属類等）

平成29年 4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月

※年に1度の**不燃系粗大ごみ**の無料回収は、
6月上旬から7月中旬にかけて実施します。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

注：（休み）**年末年始**はごみの受入れ施設が休止となり、ごみの収集
も休みにになりますのでご理解とご協力をお願いします。

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
（休み）						

平成30年 1月

日	月	火	水	木	金	土
	（休み）	（休み）	（休み）	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

平成30年 2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

※平成30年度版カレンダーの発行は平成30年2月26日頃を
予定しています。

平成30年 3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

「お願い」

- ①指定ごみ袋には必ず**町名・氏名（世帯主の名前をフルネーム）**を記入してください。
- ②収集日の**朝8時まで**に集積場所に出してください。
- ③分別がきちんとされていない等、ルール違反のごみは**収集しません**のでご了承ください。

お問い合わせ

五所川原市役所 民生部 環境対策課 TEL 35-2111
<http://www.city.goshogawara.lg.jp>

会社・商店等の事業所は、法律により自らの責任で廃棄物を処理しなければいけませんので、この「ごみ収集カレンダー」を利用して、町内にある集積所にごみを出すことはできません。